

松戸都市計画生産緑地地区の変更（松戸市決定）

松戸都市計画生産緑地地区中 58号幸田第22生産緑地地区ほか 11地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考		
番 号	生 産 緑 地 名				
58	幸田第22生産緑地地区	約 0.07 ha	一部廃止 △ 約 0.04 ha	730号へ分割 △ 約 0.11 ha	
86	平賀第8生産緑地地区	約 0.31 ha	一部廃止 △ 約 0.10 ha		
128	新松戸第5生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.05 ha		
135	新松戸第12生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.16 ha		
148	新松戸第25生産緑地地区	約 0.10 ha	一部廃止 △ 約 0.08 ha		
509	五香六実第29生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.10 ha		
602	二十世紀が丘第7生産緑地地区	約 0.34 ha	一部廃止 △ 約 0.07 ha		
614	秋山第1生産緑地地区	約 1.09 ha	一部廃止 △ 約 0.31 ha		
625	高塚新田第7生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.17 ha		
720	幸田第34生産緑地地区	約 — ha	廃止 △ 約 0.08 ha		
729	三ヶ月第7生産緑地地区	約 0.05 ha	追加 約 0.05 ha		
730	幸田第35生産緑地地区	約 0.11 ha	58号より分割 約 0.11 ha		
			廃止 △ 約 0.56 ha		
			一部廃止 △ 約 0.60 ha		
			分割 △ 約 0.11 ha		
			分割 約 0.11 ha		
			追加 約 0.05 ha		
		約 2.07 ha			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

- 1 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第14条により、行為の制限が解除され、生産緑地地区としての機能が失われたことに伴い廃止を行う。
- 2 宅地化農地を新たに生産緑地として指定することで、緑地機能の増進により都市環境の向上に資すると認められることから追加を行う。
- 3 生産緑地地区として一団性が失われたため分割をする。
- 4 生産緑地地区が分割されたことにより、新たな地区を設定する。